

奈良市地域防災計画（令和7年度修正）新旧対照表

現行頁	現行	改正案												
1-2	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2項 計画の概要</p> <p>1 計画の構成と内容</p> <p>この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎に災害を想定し、次の事項について定める。</p> <table border="1" data-bbox="226 536 1155 927"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 総 則</td> <td>本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害予防計画</td> <td>風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平常時に行っておくべき措置)</td> </tr> </tbody> </table>	章	内 容	第1章 総 則	本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。	第2章 災害予防計画	風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平常時に行っておくべき措置)	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2項 計画の概要</p> <p>1 計画の構成と内容</p> <p>この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎に災害を想定し、次の事項について定める。</p> <table border="1" data-bbox="1196 536 2125 927"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 総 則</td> <td>本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害予防計画</td> <td>風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平常時に行っておくべき措置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以降の本文内の「平常時」についても同様に、「平時」に修正するものとする。</p>	章	内 容	第1章 総 則	本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。	第2章 災害予防計画	風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平 常 時に行っておくべき措置)
章	内 容													
第1章 総 則	本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。													
第2章 災害予防計画	風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平常時に行っておくべき措置)													
章	内 容													
第1章 総 則	本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。													
第2章 災害予防計画	風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。(平 常 時に行っておくべき措置)													
1-7	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 地域の条件</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 気象</p> <p>奈良の気象（観測史上1～5位の値（年間を通じての値））</p> <table border="1" data-bbox="232 1410 1151 1481"> <thead> <tr> <th>要素名／順位</th> <th>(1位～5位の数値は省略)</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量</td> <td></td> <td>1953年 5月</td> </tr> </tbody> </table>	要素名／順位	(1位～5位の数値は省略)	統計期間	日降水量		1953年 5月	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 地域の条件</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 気象</p> <p>奈良の気象（観測史上1～5位の値（年間を通じての値））</p> <table border="1" data-bbox="1202 1410 2121 1481"> <thead> <tr> <th>要素名／順位</th> <th>(1位～5位の数値は省略)</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量</td> <td></td> <td>1953年 5月</td> </tr> </tbody> </table>	要素名／順位	(1位～5位の数値は省略)	統計期間	日降水量		1953年 5月
要素名／順位	(1位～5位の数値は省略)	統計期間												
日降水量		1953年 5月												
要素名／順位	(1位～5位の数値は省略)	統計期間												
日降水量		1953年 5月												

	(mm)	2024年12月	(mm)	2025年12月
	日最大10分間降水量	1953年5月	日最大10分間降水量	1953年5月
	(mm)	2024年12月	(mm)	2025年12月
	日最大1時間降水量	1953年5月	日最大1時間降水量	1953年5月
	(mm)	2024年12月	(mm)	2025年12月
	月最大24時間降水量	1953年5月	月最大24時間降水量	1953年5月
	(mm)	2024年12月	(mm)	2025年12月
	月降水量の多い方から	1953年5月	月降水量の多い方から	1953年5月
	(mm)	2024年12月	(mm)	2025年12月
	年降水量の多い方から	1953年	年降水量の多い方から	1953年
	(mm)	2024年	(mm)	2025年
	日最大風速・風向	1953年5月	日最大風速・風向	1953年5月
	(m/s)	2024年12月	(m/s)	2025年12月
	日最大瞬間風速・風向	1953年5月	日最大瞬間風速・風向	1953年5月
	(m/s)	2024年12月	(m/s)	2025年12月
	降雪の深さ日合計	1953年5月	降雪の深さ日合計	1953年5月
	(cm)	2024年12月	(cm)	2025年12月
	降雪の深さ月合計	1953年5月	降雪の深さ月合計	1953年5月
	(cm)	2024年12月	(cm)	2025年12月
	月最深積雪	1953年5月	月最深積雪	1953年5月
	(cm)	2024年12月	(cm)	2025年12月
1-9 ～ 1-10	第1章 総則 第2節 地域の条件 第2項 社会的条件 1 社会的条件 (1) 人口（令和7年1月1日現在） 本市の人口等は、以下のとおりである。		第1章 総則 第2節 地域の条件 第2項 社会的条件 1 社会的条件 (1) 人口（令和8年1月1日現在） 本市の人口等は、以下のとおりである。	
	人口総数	347,187人	人口総数	344,742人
	男	162,049人	男	160,628人
	女	185,138人	女	184,114人
	幼年人口（0～4歳）	10,164人	幼年人口（0～4歳）	9,750人

老年人口（65歳以上）	<u>112,406</u> 人
世帯数	<u>168,704</u> 世帯
人口密度	<u>1,253.7</u> 人/km ²

(2)～(3) 略

(4) 文化財

本市には、ユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」、国・県・市の指定文化財 978 件、登録有形文化財 123 件などがあり、質・量ともに全国有数の文化財を保有している。

市所在の指定文化財（件数、令和 6 年 10 月末現在）

分 類		国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	105	42	28	175
	美術工芸品	510	<u>87</u>	<u>102</u>	<u>669</u>
無形文化財		0	1	0	1
民俗文化財	有形民俗文化財	2	2	7	11
	無形民俗文化財	3	10	3	16
記念物	<u>史 跡</u>	27	5	8	40
	<u>名勝</u>	8	1	2	11
	<u>天然記念物</u>	6	6	<u>13</u>	<u>25</u>
合 計		661	<u>154</u>	<u>163</u>	<u>978</u>

(5) 観光

本市は、世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有していることから、年間約 1,400 万人～1,700 万人の観光客が国内外から訪れている。

令和 2 年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、約 7,000 千人台で推移していたが、令和 5 年 5 月以降 5 類感

老年人口（65歳以上）	<u>112,505</u> 人
世帯数	<u>169,336</u> 世帯
人口密度	<u>1,244.8</u> 人/km ²

(2)～(3) 略

(4) 文化財

本市には、ユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」、国・県・市の指定文化財 980 件、登録有形文化財 126 件などがあり、質・量ともに全国有数の文化財を保有している。

市所在の指定文化財（件数、令和 7 年 8 月末現在）

分 類		国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	105	42	28	175
	美術工芸品	510	<u>88</u>	<u>104</u>	<u>702</u>
無形文化財		0	1	0	1
民俗文化財	有形民俗文化財	2	2	7	11
	無形民俗文化財	3	10	3	16
記念物	<u>遺 跡</u>	27	5	8	40
	<u>名勝地</u>	8	1	2	11
	<u>動物・植物・地質鉱物</u>	6	6	<u>12</u>	<u>24</u>
合 計		661	<u>155</u>	<u>164</u>	<u>980</u>

(5) 観光

本市は、世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有していることから、年間約 1,400 万人～1,700 万人の観光客が国内外から訪れている。

令和 2 年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、約 7,000 千人台で推移していたが、令和 5 年 5 月以降 5 類感

感染症に移行したこともあり、約 12,000 千人台に増加した。

区 分	平成 30 年	令和元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
観光客数 (人)	17,025 千人	17,411 千人	7,242 千人	7,349 千人	9,294 千人	12,199 千人

出典：奈良市観光入込客数調査報告（令和 5 年）

感染症に移行したこともあり、約 12,000 千人台に増加した。

区 分	令和元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
観光客数 (人)	17,411 千人	7,242 千人	7,349 千人	9,294 千人	12,199 千人	14,870 千人

出典：奈良市観光入込客数調査報告（令和 6 年）

1-15 ～ 1-16

第 1 章 総則
第 3 節 災害の想定
第 2 項 地震災害
1 略
2 奈良県の地震被害想定調査による被害推計

【参考】地震調査委員会による長期評価(算定基準日：令和 7 年 1 月 1 日)

項 目	南海トラフ	奈良盆地東縁断層帯	生駒断層帯	中央構造線断層帯(根来区間)
今後 30 年以内の地震発生確率	80%程度	ほぼ 0%～5%	ほぼ 0%～0.2%	0.008%～0.3%
我が国の主な活断層における相対的評価(※1)	—	S*ランク(高い)	Aランク(やや高い)	Aランク(やや高い)
我が国の海溝型地震の相対的評価(※2)	Ⅲ*ランク	—	—	—

第 1 章 総則
第 3 節 災害の想定
第 1 項 地震災害
1 略
2 奈良県の地震被害想定調査による被害推計

【参考】地震調査委員会による長期評価(算定基準日：令和 8 年 1 月 1 日)

項 目	南海トラフ	奈良盆地東縁断層帯	生駒断層帯	中央構造線断層帯(根来区間)
今後 30 年以内の地震発生確率	60%～90%程度以上	ほぼ 0%～5%	ほぼ 0%～0.2%	0.008%～0.3%
我が国の主な活断層における相対的評価(※1)	—	S*ランク(高い)	Aランク(やや高い)	Aランク(やや高い)
我が国の海溝型地震の相対的評価(※2)	Ⅲ*ランク	—	—	—

<p>1-26</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p> 図中</p> <p> 指定地方行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局奈良財務事務所 ・近畿農政局 <u>奈良県拠点</u> ・近畿地方整備局 ・大阪管区气象台（奈良地方气象台） <p> 指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本旅客鉄道(株)（奈良駅） ・ <u> </u>西日本 <u>電信電話</u>(株)（奈良支店）ほか ・日本赤十字社（奈良県支部） ・日本放送協会（奈良放送局） ・関西電力送配電(株)（奈良本部）ほか ・日本通運(株) ・大阪ガスネットワーク(株)（北東部事業部） ・日本郵便(株)（奈良中央郵便局） 	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p> 図中</p> <p> 指定地方行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局奈良財務事務所 ・近畿農政局 <u> </u> ・近畿地方整備局 ・大阪管区气象台（奈良地方气象台） <p> 指定公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本旅客鉄道(株)（奈良駅） ・ <u>NTT</u>西日本 <u> </u>(株)（奈良支店）ほか ・日本赤十字社（奈良県支部） ・日本放送協会（奈良放送局） ・関西電力送配電(株)（奈良本部）ほか ・日本通運(株) ・大阪ガスネットワーク(株)（北東部事業部） ・日本郵便(株)（奈良中央郵便局） <p>※以降の本文内の「西日本電信電話(株)」についても同様に、「<u>NTT西日本(株)</u>」に修正するものとする。</p>
<p>2-11</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害軽減のための計画</p> <p>第2項 土砂災害予防計画</p> <p>7 宅地防災対策[土木復旧第二班]</p> <p>(1) 宅地造成 <u> </u> 工事規制区域の定義</p> <p><u>丘陵地帯の傾斜地における宅地造成に伴い、土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする区域において、がけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するために、「宅地造成等規制法」に基づいて指定された規制区域をいう。</u></p> <p>(2) 宅地造成 <u> </u> 工事規制区域の現況</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害軽減のための計画</p> <p>第2項 土砂災害予防計画</p> <p>7 宅地防災対策[土木復旧第二班]</p> <p>(1) 宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域の定義</p> <p><u>盛土等による災害から人命等を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づいて指定された規制区域をいう。</u></p> <p>(2) 宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域の現況</p>

排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

5～7 略

8 盛土等に伴う災害の防止 [土木復旧第二班]
 宅地造成及び特定盛土等規制法_____に
 基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

5～7 略

8 盛土等に伴う災害の防止 [土木復旧第二班]
 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)
 に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、盛土規制法_____などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

2-41 第2章 災害予防計画
 第2節 災害に強いまちづくり計画
 第9項 緊急輸送施設等の整備計画
 1 緊急輸送道路ネットワーク
 (1) 緊急輸送道路の機能区分
 緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開
といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分してい
 る。
 1) 第1次緊急輸送道路
 略
 2) 第2次緊急輸送道路

機 能	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災__拠点（市町村役	一般国道 (指定区間外)	国道 25 号 国道 308 号 国道 369 号

第2章 災害予防計画
 第2節 災害に強いまちづくり計画
 第9項 緊急輸送施設等の整備計画
 1 緊急輸送道路ネットワーク
 (1) 緊急輸送道路の機能区分
 緊急輸送道路については、_____
 _____以下の2つに区分してい
 る。
 1) 第1次緊急輸送道路
 略
 2) 第2次緊急輸送道路

機 能	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災 <u>の</u> 拠点（市町村役	一般国道 (指定区間外)	国道 25 号 国道 308 号 国道 369 号

		等に係る人材を養成するとともに、必要な資器材を整備する。
2-57	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強い市民づくり計画</p> <p>第3項 要配慮者対策計画</p> <p>4 福祉避難所の選定と体制整備 [本部事務班、援護班]</p> <p>県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強い市民づくり計画</p> <p>第3項 要配慮者対策計画</p> <p>4 福祉避難所の選定と体制整備 [本部事務班、援護班]</p> <p>県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定に努める<u>とともに、指定福祉避難所を計画的に整備することに努める。</u></p>
2-62	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強い市民づくり計画</p> <p>第5項 帰宅困難者対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 普及啓発</p> <p>災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図る。</p> <p>また、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があるため、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認の方法（災害用伝言<u>ダイヤル</u>、<u>災害用伝言版 Web171</u>、メール等の利用）等についての意識啓発を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 災害に強い市民づくり計画</p> <p>第5項 帰宅困難者対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 普及啓発</p> <p>災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図る。</p> <p>また、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があるため、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認の方法（災害用伝言<u>サービス</u>、メール等の利用）等についての意識啓発を図る。</p> <p>※以降の本文内の「災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版 Web171」についても同様に、「災害用伝言サービス」に修正するものとする。</p>

<p>2-75</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第4節 災害抑止のための計画</p> <p>第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画</p> <p>大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材・食糧等に関し一定量の備蓄を計画的に行う。また、市民が自ら備蓄を行うよう啓発に努める。</p> <p>災害応急対策に必要な防災資機材・食糧_____等は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、市内各地区に防災倉庫を設置し保管する。防災倉庫は、_____備蓄の分散化を図るための分散備蓄倉庫を設置するとともに、機動的に運用するための集中備蓄倉庫を設置_____して計画的に点検し、整備する。</p> <p><u>また、災害時の感染症対策のため、マスク、アルコール消毒液及び非接触型体温計等の備蓄の充実を図る。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第4節 災害抑止のための計画</p> <p>第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画</p> <p>大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材・食糧等に関し一定量の備蓄を計画的に行う。また、市民が自ら備蓄を行うよう啓発に努める。</p> <p>災害応急対策に必要な防災資機材、<u>食糧、感染症対策資機材（マスク、アルコール消毒液及び非接触型体温計等）</u>等は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、市内各地区に防災倉庫を設置し保管する。防災倉庫は、<u>市内の各箇所に</u>備蓄の分散化を図るための分散備蓄倉庫<u>及び</u>_____機動的に運用するための集中備蓄倉庫を<u>設置するとともに、鴻ノ池運動公園に広域避難前避難所及び防災拠点を機動的に運用するための防災用備蓄倉庫を設置</u>して計画的に点検・整備する。<u>これらの防災資機材、食糧、感染症対策資機材等の備蓄物資は、新物資システム（B-PLo）を活用し、品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>								
<p>2-96</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 ライフラインに関する計画</p> <p>第7項 下水道施設予防計画</p> <p><u>[土木復旧第一班]</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 ライフラインに関する計画</p> <p>第7項 下水道施設予防計画</p> <p><u>[下水道復旧班]</u></p>								
<p>3-5</p>	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急対策のための体制整備</p> <p>第3項 奈良市災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の組織及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="309 1358 913 1460"> <tr> <td data-bbox="309 1358 613 1409">_____水道部</td> <td data-bbox="613 1358 913 1409">総務班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1409 613 1460"></td> <td data-bbox="613 1409 913 1460">給水班</td> </tr> </table>	_____水道部	総務班		給水班	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急対策のための体制整備</p> <p>第3項 奈良市災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の組織及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1279 1358 1883 1460"> <tr> <td data-bbox="1279 1358 1583 1409"><u>上下</u>水道部</td> <td data-bbox="1583 1358 1883 1409">総務班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1409 1583 1460"></td> <td data-bbox="1583 1409 1883 1460">給水班</td> </tr> </table>	<u>上下</u> 水道部	総務班		給水班
_____水道部	総務班									
	給水班									
<u>上下</u> 水道部	総務班									
	給水班									

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">_____ 復旧班</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">水源班</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">_____</td></tr> </table>	_____ 復旧班	水源班	_____	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;"><u>上水道</u>復旧班</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">水源班</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>下水道</u>復旧班</td></tr> </table>	<u>上水道</u> 復旧班	水源班	<u>下水道</u> 復旧班		
_____ 復旧班										
水源班										

<u>上水道</u> 復旧班										
水源班										
<u>下水道</u> 復旧班										
<p>3-34 ～ 3-36</p>	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画 第2項 情報収集・伝達計画 1 略 2 気象予警報等の種類並びに内容及び時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th>内容及び時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」</td> <td>「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表<u>す</u>る。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報は、令和7年3月 _____ から「奈良市<u>東部</u>」・「奈良市<u>西部</u>」に分けて発表され<u>る</u>。 また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域「北西部」、一次細分区域「北部」、府県予報区「奈良県」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>3 特別警報</p>	種類	内容及び時期	警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表 <u>す</u> る。	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画 第2項 情報収集・伝達計画 1 略 2 気象予警報等の種類並びに内容及び時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th>内容及び時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」</td> <td>「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表<u>さ</u>れる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表内の「発表する」についても同様に、「発表される」に修正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報は、令和7年3月 <u>13日</u> から「奈良市<u>西部</u>」・「奈良市<u>東部</u>」に分けて発表され<u>ている</u>。 また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域「北西部」、一次細分区域「北部」、府県予報区「奈良県」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>3 特別警報</p>	種類	内容及び時期	警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表 <u>さ</u> れる。
種類	内容及び時期									
警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表 <u>す</u> る。									
種類	内容及び時期									
警報や注意報に先立つ注意を喚起する「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表 <u>さ</u> れる。									

	<p>特別警報は、平成25年8月30日から運用開始されており、令和7年3月____から奈良地方気象台から「奈良市西部」・「奈良市東部」に分けて発表され____る。</p> <p>市は、特別警報の伝達を受けたときは、住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。</p>	<p>特別警報は、平成25年8月30日から運用開始されており、令和7年3月13日から奈良地方気象台から「奈良市西部」・「奈良市東部」に分けて発表されている。</p> <p>市は、特別警報の伝達を受けたときは、住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。</p>
3-115	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第7節 民生安定等に関する計画</p> <p>第5項 保健等対策計画</p> <p>1 被災者の健康管理の実施</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) メンタルヘルス対策として、他__道府県から派遣される災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、災害による不安や生活環境の不応等、心のケアを実施する。</p>	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第7節 民生安定等に関する計画</p> <p>第5項 保健等対策計画</p> <p>1 被災者の健康管理の実施</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) メンタルヘルス対策として、他<u>都</u>道府県から派遣される災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、災害による不安や生活環境の不応等、心のケアを実施する。</p>
3-123 ～ 3-125	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第7節 民生安定等に関する計画</p> <p>第8項 救急医療助産対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 医療救護班、歯科救護班及び薬剤師救護班の編成は、奈良市医師会、奈良市歯科医師会<u>及び奈良市薬剤師会</u>____とそれぞれ締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」による。</p> <p>(6) 市の対応能力のみでは十分でないとき、県に保健医療__活動チームの派遣を要請する。</p> <p>4 現地医療活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救護所での臨時診療活動</p>	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画</p> <p>第7節 民生安定等に関する計画</p> <p>第8項 救急医療助産対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 医療救護班、歯科救護班及び薬剤師救護班の編成は、奈良市医師会、奈良市歯科医師会、<u>奈良市薬剤師会及び奈良県歯科技工士会</u>とそれぞれ締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」による。</p> <p>(6) 市の対応能力のみでは十分でないとき、県に保健医療<u>福祉</u>活動チームの派遣を要請する。</p> <p>4 現地医療活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救護所での臨時診療活動</p>

資料 329	(新設)	資料 98 指定福祉避難所一覧表 <p style="text-align: right;">令和8年1月現在</p> <table border="1" data-bbox="1189 245 2130 344"><thead><tr><th data-bbox="1189 245 1283 296"></th><th data-bbox="1283 245 1583 296">名称</th><th data-bbox="1583 245 1944 296">住所</th><th data-bbox="1944 245 2130 296">対象区分</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1189 296 1283 344">1</td><td data-bbox="1283 296 1583 344">総合福祉センター</td><td data-bbox="1583 296 1944 344">左京五丁目3番地の1</td><td data-bbox="1944 296 2130 344">障害者</td></tr></tbody></table>				名称	住所	対象区分	1	総合福祉センター	左京五丁目3番地の1	障害者
	名称	住所	対象区分									
1	総合福祉センター	左京五丁目3番地の1	障害者									